

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

平成29年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

2 当法人の課題等

- (1) 全職員に占める女性職員の割合は約60%、採用した職員に占める女性職員の割合は約62%となっているほか、主査職に占める女性職員の割合は約55%となっているが、管理職に占める女性職員の割合が30%に達していない。
- (2) 仕事と子育ての両立が可能な職場風土の形成に対する意識の定着がなかなか進まない。
- (3) 出産、育児関連の休暇制度等の利用の積極的な推進を継続する。

3 目標

- ① 女性職員がその能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境を整備するため、管理職に占める女性職員の割合を35%以上にする。
- ② また、全職員が「思いやり」と「支えあい」の気持ちを大切にし、気持ちよく協力して仕事ができる職場環境を整備するなど、男女ともに仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりのために、職員の意識改革に向けた取組を行う。
- ③ 女性職員の育児休業取得率100%を維持し、産休・育休取得者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。

4 取組内容と実施時期

取組1：管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。

- 平成29年 6月：管理職育成を目的としたキャリア研修の実施に向け、研修内容等について検討をする。
- 平成29年11月：研修プログラムを確定し、研修業務委託先の選定等を行う。
- 平成30年 7月：管理職等育成研修（仮称）を実施する。
- 平成31年 2月：管理職等育成研修（仮称）について検証等を行い、必要な改善を図る。

取組２：仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりのために、職員の意識改革に向けた取組を行う。

- 平成２９年 ５月：前年度の、休業取得率や両立支援制度の利用状況などを集約し、全職員に周知する。改善点があれば検討する。
- 平成２９年 ７月：管理職と仕事と子育ての両立支援について情報共有や意見交換の場を設ける。
- 平成３０年 １月：管理職との意見交換後に改善事項等があれば全職員に周知する。また、管理職向け仕事と子育ての両立支援研修(仮称)の実施について検討する。
- 平成３０年 ５月：前年度の、休業取得率や両立支援制度の利用状況などを集約し、全職員に周知する。改善点があれば検討する。
- 平成３０年 ６月：仕事と子育ての両立支援研修(仮称)について、研修プログラムを決定し、研修業務委託先の選定を行う。
- 平成３０年 １１月：仕事と子育ての両立支援研修(仮称)を実施する。
- 平成３１年 ２月：仕事と子育ての両立支援研修(仮称)について検証を行い、必要な改善を図る。